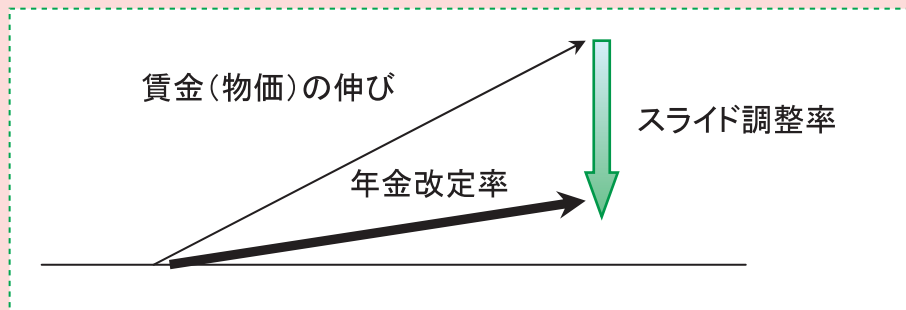


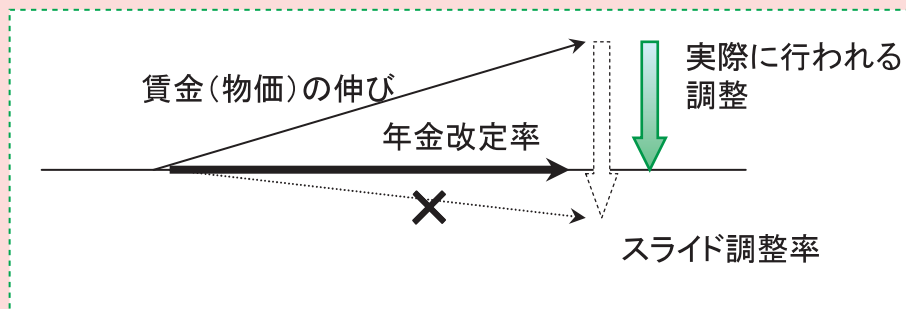
- 新しい年金額の調整の仕組みは、賃金や物価がある程度上昇する場合にはそのまま適用しますが【図1】、
 - ・ 賃金や物価の伸びが小さく、適用した場合には名目額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます。したがって、名目の年金額を下げることはありません。【図2】
 - ・ 賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、調整は行いません。したがって、賃金や物価の下落分は年金額を下げますが、それ以上に年金額を下げることはありません。【図3】

【図1】 ある程度、賃金(物価)が上昇した場合



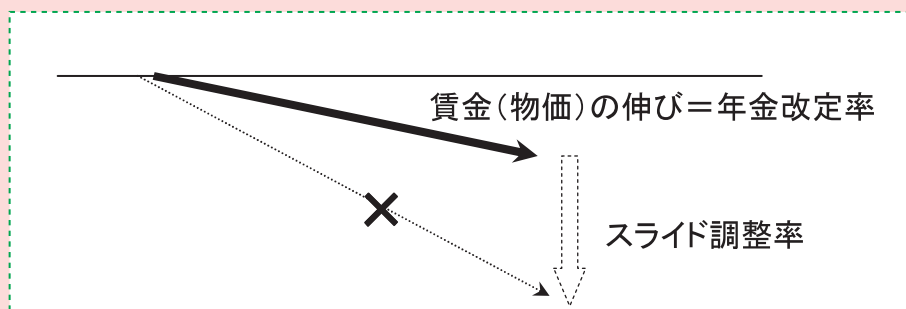
(例)
 賃金(物価)の伸び 1.5%
 スライド調整率 0.9%
 の場合
 ↓
 年金額の伸び 0.6%
 (1.5%-0.9%)

【図2】 賃金(物価)の上昇が小さい場合



(例)
 賃金(物価)の伸び 0.5%
 スライド調整率 0.9%
 の場合
 ↓
 年金額の伸び 増減なし
 (0.5%-0.9%=-0.4%とはしない)

【図3】 賃金(物価)が下落した場合



(例)
 賃金(物価)の伸び -0.3%
 スライド調整率 0.9%
 の場合
 ↓
 年金額の伸び -0.3%
 (-0.3%-0.9%=-1.2%とはしない)